

令和 3 年

第 7 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 3 年 7 月 2 9 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和3年第7回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告20	専決処分の報告について
専第6号	担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について
専第7号	令和3年度赤穂市青少年育成推進委員の委嘱について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

報告 20

専決処分の報告について

- 専第 6 号 担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について
- 専第 7 号 赤穂市青少年育成推進委員の委嘱について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 3 年 7 月 29 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第6号

担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める
規程の一部を改正する規程の制定について

担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程（平成17年赤穂市教育委員会訓令甲第1号）の一部を改正する規程を次のとおり制定するものとする。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和3年6月30日

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を
定める規程の一部を改正する規程

担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程（平成17年赤穂市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

担当係長	学校教育に係る分掌事務
	人権教育に係る分掌事務
	青少年育成に係る分掌事務
	文化とみどり財団に係る分掌事務

」

を

「

担当係長	学校教育に係る分掌事務
	人権教育に係る分掌事務
	学校給食センター施設及び設備の整備に係る分掌事務
	青少年育成に係る分掌事務
	文化とみどり財団に係る分掌事務

に改める。

付 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

専第7号

令和3年度赤穂市青少年育成推進委員の委嘱について

本市青少年育成推進委員は、令和3年4月30日をもって任期満了につき、その後任として、赤穂市青少年育成センター運営規則（昭和48年赤穂市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、次の者に委嘱した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和3年5月1日

赤穂市教育長 尾上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第2号の
付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の
会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

令和3年7月第7回定例教育委員会教育長活動報告

日	曜日	事 項
6/29	火	
30	水	学校運営研修会 社会教育委員会・公民館・市民会館運営審議会
7/1	木	
2	金	
3	土	
4	日	赤穂市自治功労者のつどい
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	部内会議
9	金	定例校長会
10	土	
11	日	
12	月	市人事用務
13	火	定例園・所長会
14	水	
15	木	
16	金	部長会議
17	土	
18	日	
19	月	
20	火	
21	水	教科書選定委員会 播磨西地区教育長会議
22	木	海の日
23	金	スポーツの日
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	
29	木	第7回定例教育委員会 総合教育会議